

令和 8 年度 大津市立北大路中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、北大路中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、北大路中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P 2
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P 7
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P 9
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P 9
5	その他（資料等）・・・・・・・・・・	P 11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、生徒会いじめダメプロジェクトメンバーや生徒会が主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげる。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめダメプロジェクトメンバーによる「いじめダメ宣言」（具体的な行動目標）を全体場で発表。また、全校生徒一人ひとりの「いじめダメ宣言」を校内で掲示。いじめダメプロジェクトメンバーを中心とした全校制作を作成、掲示することで、生徒が安心できる学校をめざし、啓発につなげる。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	授業、学校行事、学校生活の全体を通して、子ども自身が、何がいじめにあたるのか理解するとともに、いじめは人権侵害であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家を招聘（しょうへい）して、SNS等のインターネット上のいじめ防止にかかる啓発講座を開催する。
38	相談することの大切さに関する啓発	日々の教育活動で悩みを持つことは悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す、聴いてもらうことの重要性を伝え、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえない生命を尊重する心や誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度を育むとともに、道徳の授業参観を実施する等、保護者や地域関係者への理解を深め、道徳教育の推進を図る。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる心を育むため、人権を尊重する態度と実践力を養うための人権教育を実施する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	めあて・ふり返りのある分かりやすい授業づくりを進めるとともに、主体的で対話的な深い学びによる生徒の自己肯定感を高める授業改善に努める。日々の授業や教育活動全体を通じ、子どもの存在や意見が尊重される心理的安全性の高い学級・集団作りを進める。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学校行事や生徒会等において、異年齢交流を進めるとともに、学校夢づくりプロジェクト、幼児ふれ合い体験学習、キャリア教育の実施により、社会とつながりかわる機会を設け、他人を思いやる言動を育てる。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	家庭、地域と連携したいじめ対策を行えるよう、学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知し、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめ問題に係わる校内職員研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、情報共有の徹底について共通理解を図る。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	子ども支援コーディネーターを中心に全職員で組織的にかかわる体制を整備するとともに、個々の教職員が抱え込むことがないよう、心理的安全性の高い教職員集団の形成に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室やスクールカウンセラーの利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	6月・10月・1月に「学校生活アンケート」（教育相談アンケート）、7月・9月・12月・3月（3月は1、2年生のみ）「お悩み相談アンケート」を行う。アンケート結果は担任だけでなく、複数の教員で確認をすることとし、気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、悩みの把握と適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	子どもと担任等の教員が個別面談を行う、教育相談期間を学期に1回程度設ける。また、生徒の希望により、担任以外の教員やスクールカウンセラーと話す時間を作る。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施する。特に、休み時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行う。また、三者懇談会をはじめ、顧問不在が予想される時期には、部活動時間帯のパトロールを計画的に実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	気になる生徒（授業や部活動などでの様子に変化がある、また欠席の増加などが見られた場合）には、早急に家庭連絡し、家庭での様子についての情報収集を行い要因を探る。また、日頃から生徒の頑張っている様子等についても積極的に家庭へ連絡し、生徒の状況を共有する等、家庭との連携強化に努める。
60	「こころの健康観察」の実施	「こころの健康観察」を担当、生徒指導、教育相談、養護教諭らでチェックを行い、「SOS」や「最低」を選択した生徒に必ず声かけをし、教育相談を行う。また、保護者へも情報を共有する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめの疑いが発生した場合、子ども支援コーディネーターに一報を入れ情報を集約し、いじめ対策委員会の開催を含め、組織的な対応を行う。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の

		検討を行った上で、翌授業日中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、小学校から中学校へ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにする。校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の担任に対し、適切に情報を引き継ぐ。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」【 <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1169/g/taisaku/net/24170.html> 】に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、原則被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	定期的な開催に加え、学校の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、そ

		の後、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催する。そして「いじめ対策委員会」で決定した対応方針で組織的に対応する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	最大限、被害生徒の安全を確保しながら、個別に聞き取りし、事実確認を迅速に行う。 事案後も、継続観察することで被害生徒の安心、安全の確保と加害生徒の見守りを行う。 また、ＳＣ等の専門家と連携し、継続的な支援を行う。
56	インターネット上のいじめへの対応	SNS やネット上でのトラブルやいじめへの対応については、家庭との連携を密にする。また、必要に応じて関係機関と連携し、早期解決を図る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	いじめ対策委員会の判断のもと、大津市学校問題緊急サポートチームや児童生徒支援課等、関係機関と連携を図り、アンケートや聞き取り等を実施する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書について、公文書として適切な管理および保存（５年保存）をする。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案が生じたときには、被害者及び加害者の保護者への情報提供を行い、家庭との連携を図る。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、

その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、児童生徒支援加配、生徒指導加配、学年主任、学年生徒指導担当とします。

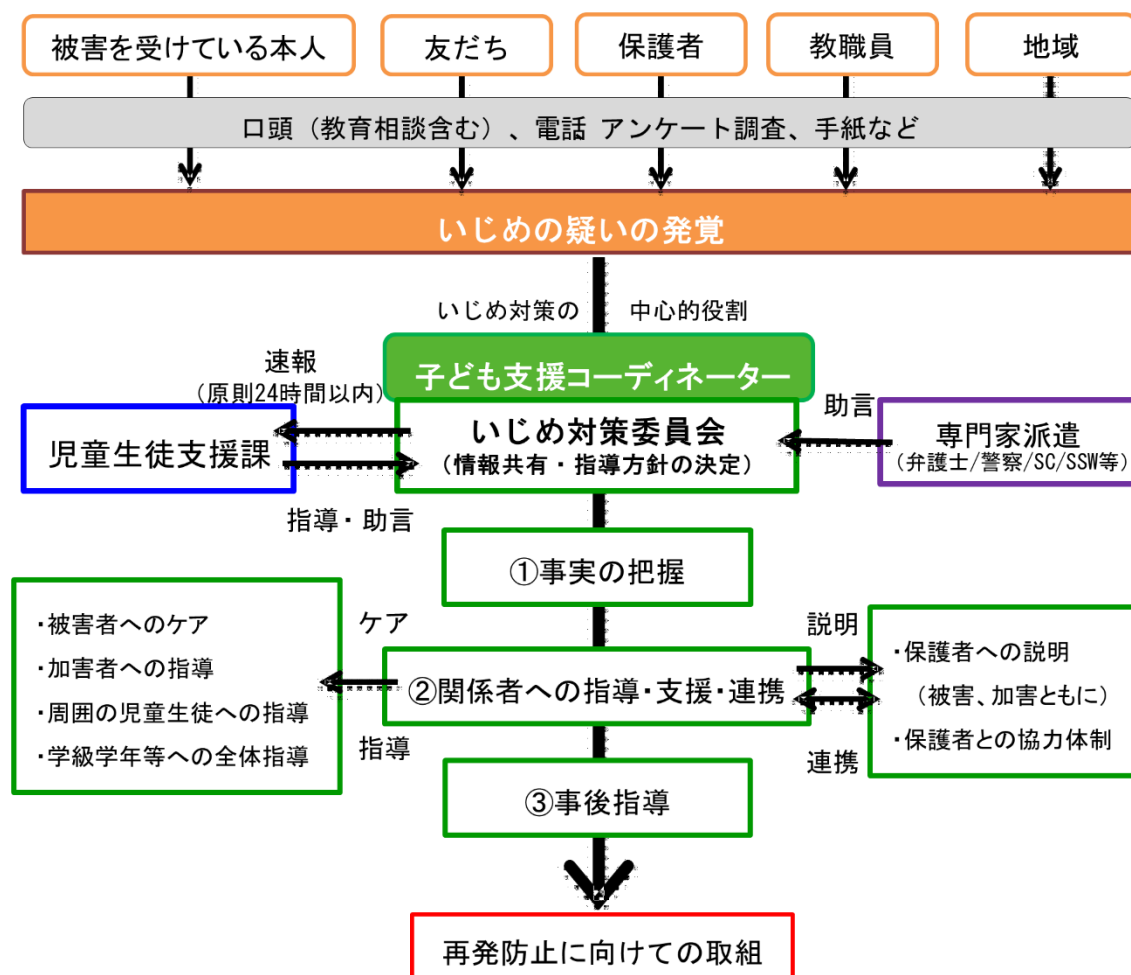
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民議会議長、主任児童

委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議における情報共有（①・②・③） 個別懇談会による情報収集（①・②・④） 校内研修（③） 校内パトロール強化（①・②） 朝のあいさつ運動（①）	・生徒会主体の取組
5	学級スローガン（①） いじめダメプロジェクトメンバーによる「いじめダメ宣言」（①） 朝のあいさつ運動（①） 小中連絡会（①・④）	・生徒会主体の取組 ・生徒会主体の取組
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 学校生活アンケート （いじめに関するもの、教育相談アンケート）（②・③） 人権学習（①） 教育相談（②・③） 校内パトロール強化（①・②） 朝のあいさつ運動（①） 学校運営協議会（④）	・生徒会主体の取組 ・生徒会主体の取組 ・外部講師の招聘
7	三者懇談会（④） 校内パトロール強化（①・②） お悩み相談アンケート（①・②） 朝のあいさつ運動（①）	・生徒会主体の取組
8	教職員研修会（①・②・③） 晴嵐のひろば 大津っ子みらい会議	・地域の取組 ・生徒会主体の取組

	情報モラル講話 (④)	・ 外部講師の招聘
9	北彩祭 (①) お悩み相談アンケート (①・②) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組 ・ 生徒会主体の取組
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 学校生活アンケート (いじめに関するもの、教育相談アンケート) (②・③) 校内パトロール強化①・②) 教育相談 (②・③) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組 ・ 生徒会主体の取組
11	学校運営協議会 (④) 人権学習 (①) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組
12	三者懇談会 (④) 部活動巡視パトロール (①・②) お悩み相談アンケート (①・②) 朝のあいさつ運動 (①) ネットトラブル防止講習会 (①) 小中連絡会 (①・④)	・ 生徒会主体の取組 ・ 警察の講話
1	学校生活アンケート (いじめに関するもの、教育相談アンケート) (②・③) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組
2	教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (④) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組
3	お悩み相談アンケート (①・②) ※1・2年生のみ実施 小中連絡会 (①・②・④) 朝のあいさつ運動 (①)	・ 生徒会主体の取組
通 年	いじめ対策委員会 (①・②・③) 道徳授業 (人権・命の大切さ) (①) 学校通信配布・地域回覧 (④) 毎朝の下駄箱チェック (①・②) 聞き取りシート・対応シートの活用 (③) 部活顧問会・キャプテン会開催 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

〈学校生活アンケート実施内容…6月、10月、1月〉

目的

- ・生徒を取り巻く環境、人間関係、状況をより具体的に把握し、早期対応につなげる。
- ・他者からの情報も共有することで、悩みや不安を持つ生徒の支援にあたる。

アンケートの実施
(朝の会などに全校一斉実施)

方法 ①全員に前を向かせる。→ 配布。
②アンケート用紙は担任が回収。
③アンケート用紙の確認。

3：よくあった、2：時々あった にチェックした生徒の聞き取り。
 (事実の確認)→(関係生徒の聞き取り＝事実の整理)→(いじめ対策委員会)(報告)
 →(対応確認)→(家庭訪問・保護者連絡)→(指導・謝罪)→(継続観察)

〈お悩み相談アンケート実施内容…7月、9月、12月、3月〉

※3月は1，2年生のみの実施。

目的

- ・生徒の悩みや相談を受ける機会とし、相談機能の充実を図る。
- ・悩みや課題を抱える生徒や保護者の相談窓口となり、支援体制の確立。

アンケートの実施
(朝の会などに全校一斉実施)

方法 ①全員に前を向かせる。→配布
②アンケート用紙は担任が回収。
(クラス毎に保管ケースに入れる)
③朝のうちに、アンケート用紙の確認。

【相談アンケート】

年 組 番
氏名 ()
* 下の□に当てはまる箇所をチェックを入れてください。

☐ 相談がある → ☐ 人間関係
☐ 学習
☐ 部活
☐ その他

☐ 情報がある☐ 相談はない

「相談あり」「情報あり」にチェックした生徒にはその日のうちにアプローチする。
聞き取りシートに記録。

北中STOPいじめアクションプラン

～未然防止・早期発見・早期対応～

未然防止

- ★ 授業改善を図り、「めあて」「ふり返り」のある全ての子どもたちにとって分かりやすい授業を実践するとともに、より多くの子どもたちが安心して学べる環境づくりに努める。
- ★ 学級活動、道徳、人権教育等を充実し、生徒の豊かな心と社会性を育むよう努める。
- ★ 体験的な学習によって、生徒同士のコミュニケーション能力を高め、互いを認め支え合う力を支持する集団づくり。
- ★ 行事や部活動、生徒会等、一人一人の生徒が活躍できる機会を大切にし、自己肯定感を高める指導支援に努める。

早期発見

- ★ 生徒への学校生活アンケート、お悩み相談アンケートを実施し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ★ 聞き取りシート等を活用し、教職員間の情報共有を行う。
- ★ 長期欠席者の状況を把握し、不登校になる前の段階での対応に努める。

早期対応

- ★ 速やかにかつ安全に情報収集を行い、対応策を立てる。
- ★ 「いじめ対策委員会」を開き、事実確認と対応の打ち合わせを行う。

いじめ発生時の具体的流れ

- ★ いじめの発見（相談アンケート・いじめのうわさ・教育相談活動からの情報なども含む。）

・ いじめの疑いについての初期情報の把握 → 個別に聞き取り = **事実確認**
（「いつ」「誰が誰に」「何をされた」「どのような気持ち」「被害生徒の願い」など明確に記録する。）
（ 周りの生徒、保護者、養護教諭や関係する教員等からの情報収集。） → **報告**



★初期対応

- ・ いじめ対策委員会で事実関係の整理、指導方針、支援体制確認。
→ 全職員での共通理解
- ・ 担任および子ども支援コーディネーターを中心に初期対応方向性決定
- ・ 被害生徒への支援（今後の対応については、本人の気持ちを確認しながら対応を進めることを約束）
- ・ 被害生徒保護者・加害生徒保護者への状況説明と方針説明 → 謝罪
（・事実関係を明確にする調査）



★ 長期対応

- ・ 関係生徒の心のケア （ SC、専門機関との連携。）
- ・ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言 → **経過観察**



解消報告